

資料編

参加の原則

○ 市民の提案制度（市長への手紙・FAX・電子メール等）

【市民の声】（平成24年度の実施状況）

種別	受理件数	項目別件数
市長への手紙・FAX・電子メール	429通	472件
来訪・電話等	154通	157件
合計	583通	629件

○ なんでも話そう～市長とふれあいミーティング（平成22年7月から実施）

【平成22年度】

テーマ：「地域課題」、対象：「地域コミュニティ組織及び地区住民」

回数	対象地区	開催場所	参加者数
第1回	新方地区	新方地区センター	43人
第2回	南越谷地区	南越谷地区センター	46人
第3回	大沢地区	大沢地区センター	31人
第4回	出羽地区	出羽地区センター	65人
第5回	川柳地区	川柳地区センター	8人
第6回	蒲生地区	蒲生地区センター	39人
第7回	大袋地区	大袋地区センター	51人
第8回	大相模地区	大相模地区センター	40人
第9回	越ヶ谷地区	越ヶ谷地区センター	41人
第10回	北越谷地区	北越谷地区センター	25人
第11回	増林地区	増林地区センター	17人
第12回	荻島地区	荻島地区センター	32人
第13回	桜井地区	桜井地区センター	28人
合計			466人

【平成23年度】

テーマ：「第4次総合振興計画にそった施策」、対象：「市民活動団体」

回数	内容	参加者数
第1回	(仮称)市民活動支援センターを拠点にした新たな市民活動の展開	38人
第2回	地域とともに進める福祉のまちづくり	36人

第3回	障がいのある人もない人もともに暮らせるまちづくり	37人
第4回	市民とともに進める公園づくり ～市民参加による管理～	30人
第5回	子育てを地域で支えるまちづくり	25人
第6回	農商工と連携した産業の活性化 ～越谷らしさの創出～	46人
第7回	低炭素社会の実現に向けて ～地球温暖化対策～	25人
第8回	市民とともに築く安全・安心なまちづくり～防災、防犯、交通安全～	46人
第9回	スポーツを通じた健康ライフスタイルづくり	30人
第10回	生涯にわたって学習できる心豊かなまちづくり	60人
合 計		373人

【平成24年度】

テーマ及び対象：「高齢者福祉及び中心市街地活性化といった政策テーマで実施したほか、埼玉県立大学、文教大学、新成人など若年層を対象に実施」

回数	内容	参加者数
第1回	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	41人
第2回	越谷駅周辺の中心市街地活性化に向けて	45人
第3回	埼玉県立大学の学生の皆さんを対象にした「ふれあいミーティング」	16人
第4回	文教大学の学生の皆さんを対象にした「ふれあいミーティング」	15人
第5回	新成人をはじめとした若い世代の皆さんを対象とした「ふれあいミーティング」	24人
合 計		141人

【平成25年度】

回数	内容	参加者数
第1回	高校生、越谷の未来について語ろう	24人
合 計		24人

○ ふれあい訪問の実施状況（平成25年1月から実施）

【平成24年度】

回数	訪問先	参加者数
第1回	こしがや地域ネットワーク13	14人
第2回	NPO法人ひかりの森	17人
第3回	NPO法人越谷市郷土研究会	17人

【平成 2 5 年度】

回数	訪問先	参加者数
第 1 回	NPO 法人クリーンアップこしがや	1 2 人
第 2 回	NPO 法人越谷カウンセル	5 人
第 3 回	ふれあいサロンかかし	5 人
第 4 回	特定非営利活動法人合（あい）	8 人

○ 意見公募手続の仕組み

【越谷市意見公募手続に関する要綱】平成 2 1 年 9 月 1 日施行

	手続きの流れ及び主な内容
1	<p>実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）は、次の計画等については、計画案を作成し、意見公募手続を行う</p> <p>(1) 市の基本的な施策に関する計画、方針、指針等</p> <p>(2) 市の基本的な方向性、目標、象徴等を定める憲章、宣言等</p> <p>(3) 各行政分野における基本的な理念若しくは方針又は基本的な制度を定めることを内容とする条例及び市民に義務を課し（地方税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収等の金銭の徴収を除く。）、又は権利を制限することを内容とする条例並びにそれらの条例の委任規定により定める規則</p> <p>(4) 実施機関が意見公募手続を行う必要があると認めるもの</p>
2	<p>実施機関は、計画等の案の公表の公表をする前に、次の事項を明らかにし、広報紙、ホームページその他の広報媒体により意見公募手続の実施について周知する</p> <p>(1) 計画等の案の名称</p> <p>(2) 公表時期</p> <p>(3) 公表方法</p> <p>(4) 計画等の案の理解を深める資料</p>
3	<p>実施機関は、次の資料と併せて計画案を公表し、意見の募集を行う。公表は、実施機関が指定する場所における閲覧及び広報紙、ホームページその他の広報媒体により行う</p> <p>(1) 計画等の案の理解を深める資料</p> <p>(2) 計画との案の趣旨及び背景に関する資料</p> <p>(3) 計画等の案に係る実施機関の考え方に関する資料</p> <p>※原則として意見の募集期間は 3 0 日以上</p> <p>※意見は、実施機関が指定する場所への書面による提出、郵送、F A X、メールなどにより提出（その際、意見等を提出する市民等は、住所、氏名、連絡先等を記載）</p>

4	実施機関は、次の事項について結果の公表を行う。公表は、3と同様の方法により行う (1) 計画等の案の名称 (2) 計画等の案の公表日 (3) 計画等の案に対する意見等の提出期間 (4) 提出された意見等 (5) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
5	実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画等を作成する

○ 意見公募手続の実施状況

	21年度	22年度	23年度	24年度
意見公募実施回数	5件	14件	7件	18件
意見提出件数	96件	476件	117件	56件

○ 越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱

- ・ 審議会等の委員の選任について、可能な限り公募枠を確保することとし、公募委員の割合を委員定数のおおむね20%以上とするよう配慮することを規定
- ・ 公募委員の応募資格について、年齢要件を従前の「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げるとともに、住所等の要件も従前の「市に住所を有している者」から「市内において、住み、働き、学び、又は活動している者」に拡充

○ 審議会等への市民の参加状況

【公募委員のいる審議会等の数】

(各年度4月1日現在)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
21機関	22機関	23機関	24機関	26機関

○ 女性委員の登用状況

(平成25年4月1日現在)

行政委員会及び法律・ 条例設置の附属機関	委員数			女性委員割合
	女性	男性	合計	
	233人	577人	810人	28.8%

※女性委員割合(%)は、小数点第2位を四捨五入

※上記の数値は、第3次越谷市男女共同参画計画で掲げる女性委員の登用目標値の対象となる審議会等の数値で、県を通じて内閣府に報告している数値

協働の原則

○ 自治会加入率

69.2% (平成25年11月1日現在)

総世帯数 : 140,604世帯

加入世帯数 : 97,261世帯

自治会数 : 375自治会

・主な自治会活動

- (1) 防犯、防災及び交通安全運動への協力
- (2) 排水路の清掃や廃品回収等の環境美化活動の推進
- (3) 共同募金等の社会福祉に対する援助
- (4) 盆踊り・運動会等を通じての地域の親睦活動
- (5) 広報紙などの配付

○ 自治会振興交付金交付件数

374自治会、13支部、1連合会、決算額7,804万8,690円(平成24年度)

○ 集会施設整備事業費補助金交付件数

用地1件、新築3件、修繕9件 決算額4,640万4,000円(平成24年度)

○ 各地区コミュニティ推進協議会の主な事業

No.	地区名	主な事業
1	桜井地区	ふれあい環境フェスタ
2	新方地区	新方フェスタ
3	増林地区	ときめきチャレンジましばやし
4	大袋地区	梅林公園梅まつり
5	荻島地区	盛人の集い
6	出羽地区	出羽チューリップコミュニティフェスタ
7	蒲生地区	蒲生フェスティバル
8	川柳地区	緑化推進活動
9	大相模地区	大相模ひまわりフェスタ
10	大沢地区	逆川・キャンベルタウン公園クリーン作戦
11	北越谷地区	ふれあい環境美化運動
12	越ヶ谷地区	越ヶ谷コミ協まつり
13	南越谷地区	南越谷地区フェスティバル

○ 地区まちづくり助成金交付件数

394件（地区・全市） 決算額4,200万円（平成24年度）

○ 越谷しらこぼと基金助成事業の活用状況（平成24年度：市民活動助成事業）

内 容	件数	交付額
市民活動	13件	115万7,000円

○ 越谷しらこぼと基金助成事業実績（平成24年度：市民活動助成事業）

申請者	事業名
S.W.E.P事務局	伝えるチカラ ～プレゼン・広報で魅力をアピール！～
特定非営利活動法人 視覚障がい者支援協会・ひかりの森	市民のための「目に関する医療・健康セミナー」
特定非営利活動法人 子育て支援ワーカーズコレクティブみるく	パパ仲間作りイベント事業
特定非営利活動法人 ファミリーリンク越谷	「手作りガンザでゆかいなコンサート in 越谷！」
特定非営利活動法人 子育てサポーター・チャオ	家族の絆を深めよう【お菓子の家コンテスト】【ハイハイレース】
特定非営利活動法人 わあくらいふさぼーたー	女性のためのキャリアアップ講座
CAP東埼玉	ネットトラブルから子どもを守る！！
越谷伝承民謡民舞保存会	唄って伝える伝統文化～越谷市の伝承民謡を復元・保存し広める～
こしがや地域ネットワーク13	「越谷の四季・食文化の伝承」～学ぶ・作る・伝える～
越谷ミズの会	高齢者を元気にするセラピーメイクボランティア養成講座2012
越谷にプレーパークをつくる会	大袋プレーパーク in (仮称) 原っぱ公園
出津ねっと	元荒川出津橋自然フェスタ ～体感しよう 地域・人・自然～
美育ボランティアこしがや	リサイクル花器づくり講習会

○ 地区センター整備事業実績

No.	地区名	開館日
1	蒲生地区	平成10年5月15日
2	新方地区	平成11年4月1日
3	桜井地区	平成12年11月1日
4	南越谷地区	平成14年11月1日
5	荻島地区	平成18年4月1日
6	増林地区	平成19年4月1日
7	大相模地区	平成21年4月1日
8	出羽地区	平成25年12月1日

○ 市民活動支援センター入場者数（平成24年度）

市民活動支援センター	68,879人
観光・物産情報コーナー	3,006人
中央図書室	261,216人
合計	333,101人

○ 市民活動支援センター登録団体数：87団体（平成25年12月1日現在）

No.	団体名
1	越谷国際交流サークル
2	生涯青春 東彩会
3	リフォームの会 かざぐるま
4	めぐり教育研究舎
5	一歩会
6	NPO法人 越谷市住まい・まちづくりセンター
7	越谷市立消費生活センター連絡協議会
8	レディースの集い
9	越谷市レクリエーション指導者協議会
10	越谷介護保険サポーターズクラブ
11	新日本婦人の会 越谷支部
12	PC研究会
13	花こぼと会
14	特定非営利活動法人 クリーンアップこしがや
15	ぐらーじゅ
16	多文化こども学習塾
17	こしがや地域ネットワーク13

18	越谷レイクタウンふるさとプロジェクト
19	特定非営利活動法人 越谷市生涯学習民間ネットワーク協会
20	こしがや男女共同参画の会「パティオ」
21	C A P 東埼玉
22	特定非営利活動法人 子育て支援ワーカーズコレクティブみるく
23	特定非営利活動法人 越谷カウンセル
24	しゃけのこいくら会
25	ロービジョン友の会アリス
26	サンシティ朗読研究会
27	特定非営利活動法人 合
28	越谷ビデオクラブ
29	フリースペース「こしがや絵本館」
30	市民活動つなげる会・越谷
31	越谷市ボランティア連絡会
32	特定非営利活動法人 越谷市郷土研究会
33	特定非営利活動法人 ファミリーリンク越谷
34	特定非営利活動法人 さいたまNPOセンター越谷事務所
35	特定非営利活動法人 子育てサポーター・チャオ
36	越谷市国際交流協会
37	K S B 7
38	ファミリーソングライターズクラブ
39	特定非営利活動法人 越谷にプレーパークをつくる会
40	誰もががくらしやすいまちづくり実行委員会
41	特定非営利活動法人 視覚障がい者支援協会・ひかりの森
42	一般社団法人 埼玉県マンション管理士会東ブロック
43	子ども会指導者クラブ「フレンズ」
44	あいのみ文庫
45	特定非営利活動法人 わあくらいふさぼーたー
46	越谷市青少年相談員協議会
47	越谷市政モニターOB会
48	特定非営利活動法人 越谷成年後見支援センター
49	美育ボランティアこしがや
50	越谷市P T A連合会
51	越谷おもちゃの病院
52	特定非営利活動法人 たすけあい すぎな

53	特定非営利活動法人 地域活性化センター
54	草加友の会 越谷支部
55	スマイル
56	越谷子育てサークルネットワークの会
57	越谷市障害者計画を推進する会
58	縁の下の力もち
59	特定非営利活動法人 男女共同参画こしがやともろう
60	埼玉県年金受給者協会 越谷分会
61	越谷市私立保育園協会
62	越谷ミズの会
63	特定非営利活動法人 カメラガーデン
64	越谷市演芸協会
65	越谷市母子寡婦福祉会 (すみれ会)
66	ネットワークやさい畑
67	異文化芸術交流会
68	越谷大正琴協会
69	桜堤ラジオ体操クラブ
70	特定非営利活動法人 埼玉成年後見支援センター越谷支部
71	特定非営利活動法人 介護サポート悠遊越谷
72	学校の夢を語る会
73	越谷時代まつりの会
74	特定非営利活動法人 総合福祉センターTake
75	越谷社会保障推進協議会
76	越谷カウンセリング研究会
77	越谷市住まい・まちづくり協議会
78	考究塾
79	もちもた会
80	キャラマル村
81	文教大学教師の卵サークル WE
82	特定非営利活動法人 越谷らるご
83	特定非営利活動法人 越谷アイティ・ネット
84	市民活動おうえん隊
85	埼玉政経セミナー
86	虹彩の会
87	特定非営利活動法人 女性のスペース「結」

○NPO法人数（越谷市）：66法人（平成25年12月1日現在）

No.	団体名
1	特定非営利活動法人 愛生
2	特定非営利活動法人越谷にプレーパークをつくる会
3	特定非営利活動法人エルミタージュ
4	NPO 法人ジョブフィードバック
5	特定非営利活動法人介護サポート悠遊越谷
6	特定非営利活動法人善意の会
7	特定非営利活動法人バーネフース地域ネットワーク
8	特定非営利活動法人日本領土領海戦略会議
9	NPO 法人越谷市住まい・まちづくりセンター
10	特定非営利活動法人開かれた学校づくり研究会
11	特定非営利活動法人カメラーデン
12	特定非営利活動法人日タイレストラン協会
13	特定非営利活動法人心のサポート・太陽の種
14	特定非営利活動法人青藍会
15	特定非営利活動法人越谷カウンセセル
16	特定非営利活動法人わあくらいふ さぼーたー
17	特定非営利活動法人スリーピース
18	特定非営利活動法人セイラビリティ越谷
19	特定非営利活動法人ファミリーリンク越谷
20	特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく(認定NPO 法人)
21	特定非営利活動法人つくし
22	特定非営利活動法人 NES げんこつ
23	特定非営利活動法人 WEST
24	特定非営利活動法人くらし復活協会
25	特定非営利活動法人プレイボール女子野球
26	特定非営利活動法人視覚障がい者支援協会・ひかりの森
27	特定非営利活動法人越谷成年後見支援センター
28	特定非営利活動法人合
29	特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう
30	特定非営利活動法人ふる里の橋を守る会
31	特定非営利活動法人 LOS HERMANOS
32	特定非営利活動法人クリーンアップこしがや
33	特定非営利活動法人めぶきの家

34	特定非営利活動法人あすなろ
35	特定非営利活動法人シュータススポーツラボラトリ
36	特定非営利活動法人ぶなの里越谷
37	特定非営利活動法人日中友好交流推進協会
38	特定非営利活動法人越谷市手をつなぐ育成会・友
39	NPO 法人ニート・フリーター支援対策機構
40	特定非営利活動法人越谷アイティ・ネット
41	特定非営利活動法人アジア・アフリカ支援機構
42	特定非営利活動法人越谷自然エネルギー推進実行委員会
43	特定非営利活動法人中小企業経営支援協会
44	特定非営利活動法人寺院ネットワーク
45	特定非営利活動法人彩東ベンチャー支援センター
46	特定非営利活動法人地域活性化センター
47	特定非営利活動法人 結
48	特定非営利活動法人とよあしはら
49	特定非営利活動法人明星
50	特定非営利活動法人オリザネット
51	特定非営利活動法人障害児・者地域生活支援センター 彩・彩
52	特定非営利活動法人越谷 K・クラブ
53	特定非営利活動法人越谷市郷土研究会
54	特定非営利活動法人ゆめネット
55	特定非営利活動法人越谷市生涯学習民間ネットワーク協会
56	特定非営利活動法人越谷スポーツ倶楽部
57	NPO 法人グラスルーツスポーツクラブ
58	特定非営利活動法人救急医療の質向上協議会
59	特定非営利活動法人トンポ生活相談センター
60	特定非営利活動法人たすけあいすぎな
61	特定非営利活動法人障害者の職場参加をすすめる会
62	特定非営利活動法人総合福祉センターTake
63	特定非営利活動法人子育てサポーター・チャオ
64	特定非営利活動法人全国賃貸住宅入退去者支援協会
65	特定非営利活動法人越谷らるご(仮認定 NPO 法人・県指定 NPO 法人)
66	特定非営利活動法人フレンドリー大会実行委員会

○ ほっと越谷登録団体数：52団体（平成25年11月1日現在）

No.	団体名	活動内容
1	a i (あい)グループ	男女共同参画、生活
2	雲母(きらら) くらぶ	文化
3	越谷市C O - O Pネットワークの会	生活
4	越谷市政モニターOB会	地域
5	越谷太鼓社中	文化、地域
6	こしがや男女共同参画の会「パティオ」	男女共同参画
7	こしがや地域ネットワーク 13	男女共同参画、地域、ボランティア
8	越谷母親連絡会	男女共同参画
9	越谷ミズの会	男女共同参画
10	アサーティブ越谷	人権、社会教育
11	越谷子育てサークルネットワークの会	子育て支援
12	N P O法人 子育てサポーター・チャオ	子育て支援
13	新日本婦人の会 越谷支部	男女共同参画、子育て支援
14	草加友の会 越谷支部	生活
15	特定非営利活動法人 たすけあいすぎな	福祉
16	C A P 東埼玉	人権、社会教育
17	企業組合 ワーカーズ・コレクティブ キッチンとまと	仕事
18	ロービジョン友の会 アリス	自助グループ
19	特定非営利活動法人 さいたまN P Oセンター 越谷事務所	男女共同参画、地域、福祉、社会教育
20	越谷西特別支援学校 西養おやじの会	福祉
21	ガールスカウト埼玉県第 11 団	社会教育
22	シニアネット “変身 ing”	地域
23	N P O法人 越谷市郷土研究会	社会教育
24	グループ ゆるり	男女共同参画
25	生涯青春 東彩会	地域
26	越谷市自然ウォッチング指導員連絡協議会	地域
27	埼玉東民主商工会婦人部 越谷ブロック	男女共同参画
28	越谷市国際交流協会	文化、人権
29	越谷市学校図書館を考える会	社会教育
30	越谷・吉川・松伏明るい社会づくり運動協議会	ボランティア
31	A・C「森の風」	文化、地域

32	越谷ビデオクラブ	文化、地域
33	越谷サンシティ落語研究会	文化、地域
34	NPO法人 越谷カウンセル	地域
35	花こぼと会	文化、地域
36	越谷短歌会	地域、人権
37	特定非営利活動法人 合	福祉
38	特定非営利活動法人 NESげんこつ	生活、子育て支援
39	越谷社会保障推進協議会	人権、福祉
40	写真同好会 ピントクラブ	文化
41	S.W.E.P事務局	男女共同参画、地域
42	特定非営利活動法人越谷アイティ・ネット	地域
43	特定非営利活動法人わあくらいふさぽーたー	男女共同参画、福祉
44	越谷革新懇	文化
45	医療生協さいたま 越谷支部	生活、福祉
46	一般社団法人 GrowAsPeople	男女共同参画
47	ナノ越谷	地域、福祉
48	轍〜わだち	自助グループ
49	ワーカーズ・コレクティブ とれとれ越谷	仕事
50	ワーカーズ・コレクティブ ふるさと	仕事
51	NPO法人子育て支援ワーカーズコレクティブみるく	子育て支援
52	NPO法人 Fine 越谷支部	社会教育、自助グループ

○ 市民参加による公園の維持管理団体一覧：47団体（平成25年12月1日現在）

No.	団体名
1	越谷にプレーパークをつくる会
2	東越谷五丁目自治会
3	桜堤ラジオ体操クラブ
4	沼田自治会緑花くらぶ
5	東越谷3・4丁目自治会
6	宮前一丁目グランドゴルフクラブ
7	東越谷八丁目自治会
8	赤山本町自治会
9	喜楽会増林
10	長陽の会
11	ななはな会(東越谷七丁目)
12	みどり公園会

13	花木みどりの会
14	さしきだ自治会
15	うさぎ公園クラブ
16	蒲生西町2丁目自治会
17	平方睦会
18	5454 (ゴシゴシ) こしがや
19	お花広場の会
20	蒲生西町2丁目自治会清村サークル
21	蒲生西町2丁目グランドゴルフ同好会
22	モナーク北越谷子供会
23	コーポ南越谷自治会
24	新・間久里川花と緑を愛する会
25	梅林公園ボランティアの会
26	袋山第一自治会
27	越谷アリタキ緑の会
28	高畑自治会こども広場を守る会
29	東越谷十丁目自治会環境部
30	ウェルフェアグリーン越谷グリーンクラブ
31	東越谷六丁目いきいき広場の会
32	新方交流 GG クラブ
33	四季の路管理組合
34	伊原みどりの会
35	NPO 法人ワーカーズコープ ASUPPORT 越谷
36	さんが公園 花を愛する会
37	お馬公園守り隊
38	瓦曾根三丁目ときわ会
39	恩間絆の会
40	北越谷一丁目自治会
41	伊原新田自治会
42	大相模少年野球連盟
43	しらこぼと
44	増林公園枝垂桜の会
45	(株) ダイナム北越谷店
46	南荻島出津自治会
47	宮浦グラウンドゴルフクラブ

○ 協働フェスタ開催回数

回数	年度	参加団体数	来場者数
第1回	平成20年度	83団体	約3,000人
第2回	平成21年度	101団体	約3,000人
第3回	平成22年度	120団体	約3,500人
第4回	平成23年度	75団体	約3,500人
第5回	平成24年度	82団体	約3,800人（前夜祭 約200名）

○ 自主防災組織数の推移（各年度3月31日現在）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
248	250	259	260

○ 自主防災組織の組織率（各年度10月1日現在）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
82.8%	82.9%	84.2%	86.3%	88.3%

○ 防災訓練の開催回数（各年度3月31日現在）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
102	101	111	130

○ 出張講座（危機管理課）の開催回数（各年度3月31日現在）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	4	40	50

情報共有の原則

○ 広報こしがやお知らせ版

- ・発行部数：月1回、11万9,800部
- ・紙面をリニューアル（平成23年5月）
ページ数を12ページから16ページへ4ページ増
「協働の担い手たち」のコラムを新設
- ・紙面の一部をカラー化（平成24年5月）

○ 広報こしがやの分かりやすさ（市政世論調査）

平成24年度	平成25年度	増減	目標値（平成32年度）
73.6%	68.8%	△4.8%	80%

○ こしがや案内図

- ・発行部数：2万3,000部（平成25年度版）
- ・急患診療所、子育て、防災情報など転入者のニーズを踏まえ、仕様を大幅に変更（平成24年8月）

○ 越谷市公式ホームページ

- ・平成9年9月に開設
- ・アクセス件数：約67万件（平成24年度月平均）
- ・3度目となる全面リニューアル（平成23年11月）
迅速な情報発信を可能とするためコンテンツの更新を1時間ごとに変更
- ・スマートフォン専用サイトを開設（平成25年4月）

○ 公式ツイッター

- ・平成24年2月から開始
- ・フォロワー数：3,481人（平成25年12月9日現在）
- ・投稿内容：市ホームページの最新情報、ユーチューブへの動画投稿情報、こしがや鴨
ネギ鍋マスコットキャラクターの「ガーヤちゃん」の出没予定情報、大規模
災害時などにおける災害情報など

○ 公式ユーチューブ

- ・市のテレビ広報番組「いきいき越谷」のバックナンバーを配信（平成23年3月）

○ 越谷Cityメール配信サービス

- ・登録者数：2万8,534人（平成25年12月1日現在）
- ・配信開始（平成20年2月）
- ・あらかじめ登録した携帯電話やスマートフォン、パソコンへ次の6種類の情報をメール配信するサービス
 - ①災害・防犯・防災行政無線、②健康・医療、③市政情報・お知らせ、
 - ④イベント案内、⑤子育て、⑥節電予報・警報
- ・市立小・中学校全45校で学校メール配信を開始（平成25年4月）

○ 情報公開のしくみ

1 情報公開制度とは

越谷市情報公開条例に基づき、実施機関が保有している情報（公文書）を市民からの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

【実施機関】

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

2 制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

3 請求の方法

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称または内容、公開の方法など所定の事項を記入します。郵送でも請求することができます。

4 請求に対する決定

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

5 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民や公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

6 公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

○ 公文書公開請求の処理状況

年 度	請求件数	処 理 状 況					部分公開を含む公開率		請求対象文書数	
		公 開	部分公開	非公開 <small>文書不存在等 によるもの</small>	取下げ	合 計		<small>文書不存在等による 非公開を除いた場合</small>		
11年度	39	23	34	10	8	5	72	85.1	96.6	241
12年度	32	13	17	8	8	1	39	78.9	100.0	128
13年度	59	19	41	3	3	1	64	95.2	100.0	335
14年度	26	15	9	4	3	0	28	85.7	96.0	68
15年度	44	12	28	9	3	1	50	81.6	87.0	130
16年度	33	17	20	6	6	2	45	86.0	100.0	560
17年度	41	15	20	10	10	6	51	77.8	100.0	177
18年度	32	12	21	3	3	3	39	91.7	100.0	1,150
19年度	37	20	17	4	4	7	48	90.2	100.0	211
20年度	44	21	47	12	10	6	86	85.0	97.1	193
21年度	43	22	17	8	7	11	58	83.0	97.5	142
22年度	36	13	18	8	7	10	49	79.5	96.9	44
23年度	40	4	47	2	2	8	61	96.2	100.0	161
24年度	50	10	74	6	6	4	94	93.3	100.0	161
合 計	556	216	410	93	80	65	784	87.1	98.0	3,701

○ 個人情報保護制度の状況

1 個人情報保護制度とは

越谷市個人情報保護条例に基づき、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

【実施機関】

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

2 制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

3 請求できる内容の区分

(1) 開示 (2) 訂正 (3) 削除 (4) 目的外利用の中止 (5) 外部提供の中止

4 請求の方法

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報特定し、請求書に所定の事項を記入します。その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出または提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出または提示が必要になります。

5 請求に対する決定

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

6 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

7 開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしていないことがあります。なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

○ 個人情報開示請求の処理状況

年度	請求件数	処 理 状 況					部分開示を含む公開率		請求対象文書数	
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計		文書不存在等による 不開示を認めた場合		
13年度	3	2	2	0	0	0	4	100.0	100.0	7
14年度	12	5	6	3	3	0	14	78.6	100.0	47
15年度	3	2	1	0	0	0	3	100.0	100.0	4
16年度	8	3	4	1	1	0	8	87.5	100.0	7
17年度	12	9	2	4	4	0	15	73.3	100.0	21
18年度	12	5	4	2	2	1	12	81.8	100.0	10
19年度	11	5	8	1	1	1	15	92.9	100.0	28
20年度	12	4	7	1	1	2	14	91.7	100.0	15
21年度	11	7	7	0	0	0	14	100.0	100.0	45
22年度	26	10	18	1	1	2	31	96.6	100.0	38
23年度	20	8	14	1	1	1	24	95.7	100.0	67
24年度	20	8	14	0	0	3	25	100.0	100.0	26
合 計	150	68	87	14	14	10	179	91.7	100.0	315

○ 各種施策の情報の公表状況（公表の根拠と公表の時期）

内容	根拠法令等	公表時期等
財政状況	・ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項 ・ 越谷市財政状況の公表に関する条例第 2 条、第 3 条	毎年 6 月 及び 1 2 月
人事行政の運営に関する公表	・ 地方公務員法第 5 8 条の 2 第 3 項 ・ 越谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条	毎年 1 0 月 末まで
公文書の公開決定等に関する実施状況	・ 越谷市情報公開条例第 2 3 条	毎年 1 回
国民健康保険会計の財政状況	・ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項 ・ 越谷市財政状況の公表に関する条例第 2 条、第 3 条	毎年 6 月 及び 1 2 月
介護保険会計の財政状況	・ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項 ・ 越谷市財政状況の公表に関する条例第 2 条、第 3 条	毎年 6 月 及び 1 2 月
福祉保健オンブズパーソン運営の状況	・ 越谷市福祉保健オンブズパーソン条例第 1 7 条 ・ 越谷市福祉保健オンブズパーソン条例施行規則第 1 0 条	報告を受け たとき
男女共同参画に関する苦情申出の処理状況等	・ 越谷市男女共同参画推進条例施行規則第 1 3 条 第 2 項	報告があっ たとき
行政改革	・ 第 5 次越谷市行政改革大綱及び実施計画	随時

○ 議会だより

- ・ 発行回数：年 4 回（5 月、8 月、1 1 月、2 月）※改選期は臨時号を発行
- ・ 発行部数：1 1 4, 0 0 0 部（タブロイド判 8 頁）
- ・ 配付方法：広報こしがやと一緒に全戸配布

【これまでの見直し事項】

- 一般質問の質問者（議員名）を掲載（平成 2 3 年 8 月号から）
- 議案に対する各議員の賛否を掲載（平成 2 4 年 2 月号から）
- 全頁 2 色刷から 1 面と 8 面を 4 色刷に変更（平成 2 4 年 5 月号から）
- 表紙写真について市民からの公募制を導入（平成 2 4 年 8 月号から）
- 紙面構成の変更、4 面・5 面も 4 色刷に変更（平成 2 5 年 5 月号から）

○議会ホームページ

- ・開設：平成14年12月
- ・平成24年度のアクセス件数＝23,893件
- ・平成21年度リニューアル：市ホームページのひとつのコンテンツとするとともに、読み上げソフト、文字サイズの変更機能の導入などアクセシビリティの向上を図る。

○会議録検索システム

- ・庁内LANでの運用開始（平成13年8月から）
- ・市議会ホームページからインターネットにより市民が検索することが可能となる（平成14年12月から）
- ・システム変更により、市民も過去15年分まで検索できるように検索範囲の拡大を行うとともに、検索しやすい画面に変更（平成21年4月から）
- ・平成24年度のアクセス件数＝9,054件

○議会中継システム

- ・運用開始：平成16年12月
- ・アクセス件数：5,457件（平成24年度）
- ・平成23年度リニューアル：より安定的に議会中継を配信するためシステムを切り替えるとともに、テロップ表示機能などを追加し視聴者にとって見やすくなるようにした。

市政運営の原則

○ 越谷市の行政評価制度について

1 行政評価制度の位置付け

行政運営の中に計画（PLAN）→実施（DO）→検証（CHECK）→改革改善（ACTION）のマネジメントサイクルを構築することにより、行政運営上の様々な課題を克服していく、市民満足度の向上を図るための手段

2 行政評価制度の目的及び目標

【行政評価制度の目的】

- ・評価を通じた適切な事業の見直しや選択
- ・限られた財源や人材等の最適配分による効果的・効率的な行政運営
＝最少の軽費で最大の効果（成果）を実現
- ・市民への説明責任の充実



最終目標 市民満足度の向上

3 行政経営システム

行政評価制度を有効に活用していくためには、市の最上位計画である総合振興計画の進捗状況を踏まえ、「ヒト、モノ、カネ、情報」といった経営資源を最適に配分し、戦略的な行政運営を推進していくための全体的な仕組みが必要である。

行政では、計画、予算、組織・定数、人事・研修といった、従来どちらかと言えば連携が弱いとされていた個々の行政運営の仕組みを互いに関連付けることで、効果的かつ効率的な市政運営につなげていくことを狙いとしている。

4 実施内容及びスケジュール

	時 期	主な内容
1	4月	事務事業評価（事後評価）の実施 ⇒前年度に実施した継続事業の内容、成果等を検証
2	5月～	集計・分析、改革改善の検討及び推進 ⇒評価結果を全庁的に確認・共有し各部署で取組を展開
3	8月（又は10月頃までの間）	外部評価の実施 ⇒第三者の視点を加え、評価の客観性・透明性を確保等
4	10～11月	事務事業評価（事前評価）の実施 ⇒翌年度新規予算要求事業の内容を精査し優先度を調整
5	1～2月	効果測定 ⇒行政評価の実施による効果と今後の課題等を整理

5 行政評価の取組状況

平成17年度に行政評価制度を本格導入し、事務事業の事後評価や事前評価等を実施するとともに外部評価を実施している。今後とも、この行政評価制度を適切に活用し、市民満足度の向上につながる効果的な行政経営システムの確立に取り組んでいく。

○ 行政改革の取り組みの概要

【第5次行政改革大綱実施計画等平成24年度実施状況】

越谷市では、今後とも厳しい財政環境が見込まれる中で、第4次総合振興計画の着実な推進を図り、市民満足度の高いまちづくりを進めるため、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする第5次行政改革に取り組んでいる。第5次行政改革では、「事務事業の徹底見直し」をはじめ、「経費の節減・合理化等財政の健全化」など、大綱で掲げる推進事項に基づき、26項目の取組を実施計画に位置付けている。

(進捗率(実施項目数/全項目数))

計画期間の2年目となる平成24年度の進捗状況は、80.8%

進捗状況	内容	項目数
実施	具体的な取組を実施したもの(継続実施中のものを含む)	21項目
着手	具体的な取組に向けて着手したもの	3項目
検討	実施方法等を検討中のもの	2項目

「実施」の項目のうち、財政的効果を算出した取組の効果額の合計は、約9億1,500万円

(平成24年度に実施した主な取り組みと財政的効果)

主な取り組み	財政的効果額
民間保育園の整備促進	3億113万7,000円
下水道使用料の改定	5億9,209万5,000円
市民ガイドブックの協働発行	1,090万円
行政財産の使用許可及び貸付による収入確保	844万3,000円

○ 自主財源確保に向けた主な取り組み

【市税の収納率】

(単位:百万円)

年度	調定額	収納額	収入未済額	収納率	県内順位
19年度	48,072	45,542	2,263	94.7%	1位
20年度	48,573	46,083	2,348	94.9%	1位
21年度	48,366	45,884	2,261	94.9%	1位
22年度	47,552	45,249	2,117	95.2%	1位
23年度	47,494	45,535	1,806	95.9%	1位

【債権管理条例制定】

年 月	内 容
23年 4月	収納課債権回収係設置。未収金対策の強化を図る
23年12月	越谷市債権管理条例施行
24年 7月	税外債権の回収に係る事務移管基準を制定

※収納課では、引き続き債権所管課への的確な助言・指導等を行い、未収金全体のより一層の圧縮を図っている。

(主な取り組み)

市の債権	内 容
保育料	滞納処分を前提とした収納対策の強化（平成22年から）
入学準備金貸付金償還金	連帯保証人への催告強化など（平成22年から）
国民健康保険税（特別会計）	職員の増員により徴収体制強化（平成24年から）

【使用料のあり方に関する基本方針（平成17年11月制定）】

(主な改正)

年 月	内 容	目 的
18年4月	地区センター・公民館及び交流館使用料改定	受益者負担の適正化
20年4月	一部体育施設の使用料改定	受益者負担の適正化 自主財源の確保
20年8月	能楽堂使用料改定	受益者負担の適正化 自主財源の確保
21年4月	動物死体処理手数料改定 男女共同参画支援センターセミナールーム使用料改定	受益者負担の適正化
23年7月	下水道使用料改定	受益者負担の適正化

【広告掲載による取り組み】

年 度	内 容
平成18年度	市ホームページ、広報こしがや季刊版
平成19年度	ごみ収集カレンダーを追加
平成22年度	バリアフリーマップを追加
平成23年度	保健カレンダーを追加

※平成22年度から広告入り封筒の寄附募集を開始。庁内で使用する封筒の一部に替えることで、予算削減

【行政財産の使用料に関する条例（平成24年4月施行）】

【国・県に対する地方交付税の改正要望】

年 度	内 容
平成 2 3 年度	地方交付税の原資となる国税 5 税の法定割合の引き上げについて 臨時財政対策債元利償還金の取り扱いについてなど
平成 2 4 年度	臨時財政対策債以外の方法による地方交付税原資の確保について 子ども医療費助成事業に対する普通交付税への算入についてなど

○ 健全な財政運営

年度	実施計画採択事業数	予算化事業数（当初予算）
H 2 3	3 8 0 事業（うち新規 3 8 事業）	3 6 2 事業（うち新規 2 4 事業）
H 2 4	3 8 0 事業（うち新規 3 8 事業）	3 5 5 事業（うち新規 2 8 事業）
H 2 5	3 7 8 事業（うち新規 2 5 事業）	3 5 3 事業（うち新規 7 事業）

○ 健全化判断比率

平成 2 3 年度決算により算定した各指標の数値は、次のとおり。いずれの指標も法令に定められた早期健全化基準を下回り、健全といえる結果（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
越谷市の数値	－	－	1 0 . 5	9 1 . 4
早期健全化基準	1 1 . 2 5	1 6 . 2 5	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	

「実質赤字比率」一般会計等の実質赤字が、標準財政規模に占める比率

「連結実質赤字比率」市のすべての会計を対象にした実質赤字が、標準財政規模に占める比率

「実質公債費比率」一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に占める比率

「将来負担比率」一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（市債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部など）の標準財政規模に占める比率

「一般会計等」一般会計に特別会計の一部を加えたもの

「標準財政規模」通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額

「黒字の場合」 「－」で表示。実質赤字比率は△6.99%、連結実質赤字比率は△17.55%

○ 資金不足比率

一般会計等に属さない公営企業会計における資金の不足額が、事業の規模に占める比率。平成23年度決算による算定では、公営企業会計における資金不足は生じていない。

	東越谷土地区画 整理事業	越谷駅西口土地 区画整理事業	七左第一土地 区画整理事業	公共下水道事業	病院事業
越谷市の数値	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

資金剰余の場合は、「—」で表示。東越谷土地区画整理事業費会計は△2984.6%、七左第一土地区画整理事業費会計は△178.5%、公共下水道事業費会計は△6.5%、病院事業会計は△30.5%となっている。また、越谷駅西口土地区画整理事業費会計は、事業が終了しており、事業規模（営業収益）がないため、資金不足比率が算出されない。

平成20年度決算からは、それぞれの指標の数値が、早期健全化基準（財政再生基準）を上回った場合は、財政健全化計画（財政再生計画）を定めることが義務付けられている。同様に、公営企業会計については、経営健全化基準を上回った場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられている。

○ 財政力指数

地方公共団体の財政基盤の強弱を表す指数で、普通交付税を算定する際に用いる、基準財政収入額を基準財政需要額で割った数の過去3か年の平均値を指数として用いたもの。単年度で指数が「1」以上の場合、その年の普通交付税は交付されない。つまり、「1」に近い、あるいは、「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。越谷市の場合、全国平均より上位に位置している。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
越谷市	0.900	0.933	0.956	0.969	0.951	0.930
県内市町村平均	0.811	0.838	0.855	0.860	0.831	0.801
全国市町村平均	0.530	0.550	0.560	0.550	0.530	0.510

○ 経常収支比率

人件費や公債費など毎年度の経常的に支出する経費が、地方税など、毎年度経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。個人の生活にたとえば、毎月の給与のうち、どの程度が日常の消費支出や住宅ローンなどの返済に充てられているかの割合。比率が高いほど財政の弾力性に欠けるとされており、越谷市の場合全国平均より低い比率となっている。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
越谷市	84.9	87.2	87.9	87.3	83.0	85.3
県内市町村平均	86.8	88.5	89.6	90.3	87.8	89.7
全国市町村平均	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3

○ 防災備蓄の状況

避難者数 4 万 8, 1 9 2 人を想定（東京湾北部地震）

市の備蓄には限界があるため、市内のスーパーや小売店などと協定を締結

【主な備蓄品】

- ・アルファ米やカンパン、クラッカー、粉ミルクなどの食料
- ・トイレットペーパー、生理用品、哺乳瓶などの生活用品
- ・毛布、簡易間仕切りなどの救護用品
- ・仮設トイレや発電機

○ 防災施設の整備

- ・緊急情報をいち早く住民に伝達するため、防災行政無線を市内 1 9 6 箇所に設置
- ・聞き取りにくい地域を解消するため、音達調査を実施。方向調整や増設などを行っている。
- ・全国瞬時警報システム「Jアラート」を整備。防災行政無線に連動させて自動放送されるように設定

○ 防災備蓄倉庫一覧（平成 2 5 年 1 2 月 1 日現在）

防災活動拠点での備蓄物資の充実を図るため、避難場所に指定されている公園等を中心に 1 6 か所、大型地区センター 8 か所の合計 2 4 か所に防災備蓄倉庫を設置し、食料、生活必需品、応急給水資器材等の備蓄を実施

NO	設置場所	所在地
1	鷺高第五公園	東大沢 5-10
2	南越谷第一公園	南越谷 5-21
3	千間台第四公園	千間台西 4-2
4	蒲生寿町公園	蒲生寿町 15
5	東越谷第二公園	東越谷 3-14
6	川柳公園	川柳町 4-15-1
7	緑の森公園	越ヶ谷 2232-1
8	大杉公園	大杉 518
9	出羽公園	七左町 4-222
10	越ヶ谷三丁目公園	越ヶ谷 3-4728-1
11	しらこぼと運動公園	砂原 39
12	越谷梅林公園	大林 203-1
13	鷺高第二公園	東大沢 3-3
14	千間台第一公園	千間台東 1-14

15	レイクタウンスポーツ公園	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業 672 街区
16	(仮称) レイクタウン 8 号街区公園	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業 660 街区
17	蒲生地区センター	登戸町 33-16
18	新方地区センター	大吉 470-1
19	桜井地区センター	下間久里 792-1
20	南越谷地区センター	南越谷 4-21-1
21	荻島地区センター	南荻島 190-1
22	増林地区センター	増林 3-4-1
23	大相模地区センター	相模町 3-42-1
24	出羽地区センター	七左町 4-248-1

○ 主な防災資器材等備蓄一覧（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	項目	整備数	備考
食料品	アルファ米	82,500 食	五目・※きのこ・※ひじき・白がゆ 保存 5 年
	カンパン・クラッカー	100,037 食	保存 5 年
	粉ミルク	208 缶	保存 1 年 6 か月
生活必需品	毛布	64,210 枚	
	寝袋	250 枚	
	トイレトペーパー	38,500 個	100m
	生理用品	22,024 袋	20 枚/1 袋
	哺乳器（ほ乳びん）	2,580 本	240 ミリリットル
救護用品	救急セット	101 セット	50 人用 消毒液・包帯・ガーゼ・三角巾など
	折りたたみ式リヤカー	91 台	アルミ製 運搬用
	仮設トイレ	285 台	和式・洋式・車椅子対応型
	災害用マンホール対応トイレ	254 台	和式・洋式・車椅子対応型
	ブルーシート	11,980 枚	3.6m×5.4m
	ウォーターバルーン	101 個	飲料水用 1,000 リットル/1 個
	飲料水運搬袋	20,500 枚	4 リットル用/1 枚
	担架	203 台	0.5m×2.18m
救助用品	救出道具セット	134 セット	スコップ・ハンマー・バール・油圧ジャッキなど

	発動発電機	96 台	
	投光器	191 個	
	トラロープ	950 巻	12mm×100

※特定原材料等（アレルギー物質）25品目不使用商品

○ 耐震性飲料用貯水槽設置場所一覧（平成25年12月1日現在）

耐震性飲料用貯水槽は、地下埋め込み式の貯水槽で水道管に直結されていて、通常は水が循環していますが、災害時には緊急遮断弁という仕切弁で遮断され100トンの水が確保。越谷市では、これまでに学校や公園などに21基設置

NO	設置場所	所在地
1	蒲生南小学校	南町 1-8-1
2	大袋東小学校	袋山 1750
3	越谷総合公園	増林 3-1
4	大杉公園	大杉 518
5	大間野小学校	大間野町 2-115
6	北越谷小学校	北越谷 3-10
7	平方小学校	平方 2784
8	千間台小学校	千間台西 5-4
9	栄進中学校	大沢 659-1
10	中央市民会館	越ヶ谷 4-1-1
11	大相模中学校	相模町 3-165
12	宮本小学校	宮本町 5-85
13	川柳公園	川柳町 4-15-1
14	東越谷第二公園	東越谷 3-14
15	南越谷第一公園	南越谷 5-21
16	出羽公園	七左町 4-222
17	しらこぼと運動公園	砂原 39
18	鷺高第二公園	東大沢 3-3
19	千間台第一公園	千間台東 1-14
20	埼玉県立大学	三野宮 820
21	レイクタウンスポーツ公園	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業 672 街区
22	(仮称) レイクタウン 8 号街区公園	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業 660 街区

(注) 埼玉県立大学は、県の管理のため越谷市の設置基数には含まず

○ 総合防災訓練

地震災害時の応急対策活動に関する知識・技術の習熟と、市、防災関係機関、市民等との連携協力体制の確立・強化を図るため、災害対策基本法に基づき、毎年、総合防災訓練を実施

実施年度	実施地区
平成 2 2 年度	大相模地区
平成 2 3 年度	川柳地区
平成 2 4 年度	北越谷地区

○ 防災啓発パンフレット

防災対策について市民へより分かりやすく説明するため、様々なパンフレットなどを作成し、全戸配布するとともに、防災訓練や講演会などで配布

パンフレットの名称	パンフレットの内容
防災対策ガイド	地震への対応方法として、避難方法や家具の転倒防止方法、備蓄品や非常持ち出し品の案内、風水害への対応方法などを掲載
防災マップ	自分が市内のどこに、避難したら良いかが一目で分かるように避難場所や避難所を掲載
地震ハザードマップ	自分が住んでいる地域の地震による危険性を知ってもらう。建物の耐震診断、耐震改修、自宅での地震対策など、事前の準備に役立ててもらう。「揺れやすさマップ」、「液状化危険度マップ」、「地域の危険度マップ」の三つの地図で構成

○ 災害時における協定締結先一覧（平成 2 5 年 7 月 1 7 日現在）

No.	協定先名	協力内容
1	(株)佐々商店	食料品等の供給
2	埼玉県米穀小売商業組合越谷支部	米穀精米等の供給
3	(株)イトーヨーカ堂	食料品及び生活必需品等の供給
4	越谷市建設業協会	道路・橋梁等の応急修理及び障害物の除去
5	越谷松伏 L P ガス協議会	L P ガス等の供給
6	埼玉県石油商業組合越谷支部	燃料等の供給
7	越谷蕎麦商組合	そば等の主食の供給
8	(株)フレック関東	冷凍食品の供給
9	埼玉県トラック協会越谷支部	被災者及び救援物資の輸送に伴う車両の提供

10	越谷建設推進協同組合	応急仮設住宅の設置及び応急修理
11	越谷材木商組合	材木等の供給
12	越谷市農業協同組合	物資等の供給
13	越谷中華料理生活衛生同業組合	中華料理等の主食の供給
14	イオンリテール(株)イオンせんげん台店	食料品及び生活必需品等の供給
15	越谷流通団地運営協議会	救援物資等の供給
16	ワタキューセイモア(株)東京支店	寝具・介護用品等の供給
17	建設埼玉東部地区本部越谷支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理
18	建設埼玉東部地区本部越北支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理
19	建設埼玉東部地区本部蒲生支部	応急仮設住宅の設置及び応急修理
20	越谷市薬剤師会	医薬品等の供給
21	(社)越谷市歯科医師会	歯科医療救護活動
22	新日本ヘリコプター(株)	ヘリコプターの優先利用
23	越谷市災害対策応援協議会	予防活動、応急活動、復旧活動等の協力
24	(株)東急ストア北越谷店	食料品及び生活必需品等の供給
25	三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水等の供給
26	越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会	施設等の提供協力
27	越谷市獣医師会	動物救護活動等
28	越谷市接骨師会	応急救護活動
29	日本郵便(株)越谷郵便局	越谷市内の郵便局及び越谷市との相互協力
30	イオンリテール(株)イオンレイクタウン mori イオンリテール(株)ジャスコレイクタウン店 イオンモール(株)イオンレイクタウン kaze	食料品及び生活必需品等の供給、防災活動の協力
31	埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧
32	越谷市アマチュア無線クラブ連合	情報等の提供に関する協力
33	(社)埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部	民間賃貸住宅の提供支援に関する協力
34	越谷建築設計監理事業協同組合	公共施設の被災状況の調査、把握、応急復旧等
35	(株)マミーマート	食料品及び生活必需品等の供給
36	埼玉土建一般労働組合越谷支部	倒壊建物等からの救出救援活動、収容施設等の応急補修等
37	東彩ガス(株)	移動式ガス発生器による燃料(ガス)の供給

資料 2

38	越谷市清掃業者連絡協議会	家庭系一般廃棄物の収集運搬業務
39	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	帰宅困難者の支援
40	(株)ティア	帰宅困難者の支援及び遺体の収容等
41	(株)JCN関東	ケーブルテレビを利用した災害情報等の放送